

シリーズ「ユメディカルの現場から」⑥

障害者虐待防止法について

独立行政法人国立病院機構和歌山病院

療育指導室 大藤祥子

皆さんは、障害者虐待防止法という法律について聞かれたことがあるでしょうか。

障害者虐待防止法は、正式な名称を『障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律』と言い、平成24年10月に施行されました。第3条では「何人も障害者に対し、虐待をしてはならない」と、障害者への虐待を法律により明確に禁止しています。この法律ができた背景には、日本において障害者虐待の痛ましい事件が無くならない中で、平成12年に児童虐待防止法、平成13年にDV防止法、平成17年に高齢者虐待防止法と、相次いで虐待防止に関する他法の施行がなされ、国際的には平成18年に障害者の権利に関する条約が採択され、平成19年に同条約を日本が調印したという経過があります。

この法律の目的は、虐待を防止することによって、障害者の権利及び利益を擁護することと明記されています。障害者に対する虐待の禁止のみではなく、国や地方公共団体、障害者に職務上関係のある全ての者が、虐待

全体での取り組みが必要なのです。

不適切な対応から虐待に至らないようにするためには、利用者の障害による行動の特性を知ることが必要です。障害特性や配慮すべき行動について理解することができれば、それらの行動に対して有効な支援の方法を構築し、対応することができるようになります。また、これらの過程について、支援者は共通の意識を持ったチームとして行動することが大切です。支援者は、利用者一人ひとりの支援計画についての話し合いを定期的に持ち、支援の内容及び方法の検証を行い、より適切な支援体制を確立し実施することが必要です。しかも、これらの過程は、利用者に関わる全ての職種が連携して行う必要があります。施設として支援システムを構築することが虐待の防止に繋がるのです。

では、当院重症心身障害(児)者病棟のような障害福祉サービス事業所において行うべき虐待防止の取り組みとは、どのようなものでしょうか。

虐待を防止するための体制として、①運営規程への定めと職員への通知②虐待防止委員会を設置する等の体制整備③倫理要綱・行動指針・掲示物等の周知徹底④人権意識、知識や技術向上のための研修等を実施することが必須です。利用者

は、支援者よりも弱い立場にあるため、職員の人権意識が低下し不適切な対応がエスカレートした場合、虐待に陥ってしまう可能性があります。そのため施設

最近発生した相模原市の障害者施設における事件のように、障害者虐待防止法が施行されてからでも、障害者への虐待事件は後を絶ちません。このような悲惨な事件が二度と起こらないような社会を目指すためにも、様々な人々に障害者虐待防止法について広く知っていただくことの重要性が、ますます高まっています。と言えるのではないのでしょうか。